ニューズレター　第 123 号・2022 年 11 月

日本カナダ学会　発行人：岸上伸啓　編集人：福士純・岡田健太郎・荒木隆人

事務局：〒 565-8511 大阪府吹田市千里万博公園 10-1 国立民族学博物館 岸上研究室気付
TEL:06-6878-8255 ・http://www.jacs.jp・ jacs@jacs.jp 郵便振替口座 00150－2－151600
（お問い合わせの受付：電話でのご対応は不定期となっておりますので、お問い合わせはメールにてお願い致します。）

第 47 回年次研究大会を終えて

岡部　敦

2022 年度の日本カナダ学会年次研究大会は、対面を主としたオンライン併用方式にて、北海道千歳市の ANA クラウンプラザホテル千歳を会場に開催しました。北海道での開催は、1994 年に北海道大学で開催されて以来の 28 年ぶりとなりました。

北海道は、カナダ建国の翌年に発足した明治政府の近代化政策に沿って、国内の他地域から開拓者が移住し厳しい自然と格闘しながら、農業や漁業などの一次産業のほか、観光などの分野で成長を遂げてきました。一方で、深刻な人口減少、高齢化、過疎という課題に直面しています。また、2019 年に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」に象徴されるように、開拓の背後で置き去りにされてきた先住民族であるアイヌ民族の文化や伝統をどう尊重していくのかという課題に向き合うことも求められています。こうした点を踏まえて、本研究大会では、北海道とカナダの共通性及び関係性をテーマに二つのシンポジウムと基調講演を企画しました。

また、本大会では、地元自治体や関連団体など多くの後援・協賛を得ることで質の高い大会運営を実現することができました。とりわけ、千歳観光連盟（代表理事　**小田賢一**様）には、MICE 誘致推進活動の一環として、本学会の会場費を提供していただいただけでなく、千歳アイヌ協会（会長　**中村吉雄**様）、千歳市（アイヌ政策担当　**松原崇人**様）との連携の橋渡しをしていただきました。そして、北海道カナダ協会（事務局長　**井出隆久**様）には、北海道庁の国際局国際課欧米交流係及び石狩振興局地域創生部地域政策課との連携の橋渡しをしていただき、さらには日加友好北海道議会議員連盟からの後援を得る際にも、お力添えをいただきました。加えて、北海道カナダ協会からの直接の協賛金に加えて、石狩振興局の地域づくり給付金による補助金を得ることができました。カナダ大使館からは、**マット・フレーザー**参事官を派遣いただき、National Day for Truth and Reconciliation についてのスピーチをいただ

（次ページに続く）

JACS Newsletter No.123（November 2022）// **本号の内容**：第 47 回年次研究大会を終えて（岡部敦）●**第 47 回年次大会報告特集**：各セッション等のレビュー（広瀬健一郎 / 岩崎佳孝 / 山田亨 / 児玉奈々 / 岡部敦）●**報告**：カナダ研究国際協議会（ICCS）総会出席とトロント日系文化会館（JCCC）訪問（矢頭典枝）●**自著を語る**：カナダ日本人移民研究との出会い（河原典史）●**事務局より**（『カナダ研究年報』第 43 号（2023 年 9 月発行予定）の公募要項、第 36 回『日本カナダ学会研究奨励賞』論文募集、、会費納入について（お願い）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・●**編集後記**

くことができました。また、アルバータ在日事務所からは、北海道の姉妹州であるアルバータ州とのカーリングを通した国際交流に関してさまざまなご助言をいただきました。以上の皆様のご協力がなければ、本大会を開催することはできませんでした。この場を借りて心より御礼申し上げます。

本大会では地元の関連団体とのつながりを踏まえて、学術団体としての研究交流に加えて、次世代のカナダ研究者の育成、研究成果の地域社会への還元の3点としました。その中でも、大会に先立って9月16日（金）にプレ企画として開催したFuture Researchers' Project（FRP）では、カナダ研修をおこなっている北海道千歳高等学校国際教養科の探求学習に、学会員3名が事前レクチャーを行い、発表に向けての指導も行った結果として、高校生の視点による興味深い成果発表を行いました。高校生の発想による独創的なテーマでの発表が印象的でした。また、学会員による的確な質疑や助言は、高校生の探究心を一層高め、将来のカナダ研究者育成の可能性を見ることができました。

北海道での年次大会を契機に、社会における日本カナダ学会の存在意義が今まで以上に高まり、本学会がますます発展していくよう一会員として微力ながら貢献できるよう努力したいと思います。（大会実行委員長・札幌大谷大学）

＊　＊　＊

第47回年次研究大会報告特集

◆研究大会各セッション等のレヴュー：

基調講演：「カナダ先住民の現状」

（第一日午前）

広瀬　健一郎

この基調講演は、これに引き続いて行われたシンポジウム**「アイヌ民族の先住民権の回復を求めて」**とセットで企画したものであり、シンポジウムの前提としてカナダの事例に学ぶことを目的としていた。当初、**ヴァーナ・ビリーミナバリエット**氏（ニコラ・バレー職能開発大学）にご登壇いただき、先住民族の土地権や言語・文化の継承、教育についてお話頂く予定であった。ところが、大会の直前に突然のご病気にて入院され、音信も途絶えてしまった。この基調講演は、大会の前日に**岸上伸啓**会長にご登壇を引き受けていただき、実現したものである。岸上会長の講演はビリーミナバリエット氏の講演内容とは異なるものの、カナダの先住民族に関する基本的知識を参加者全員で共有することができた。以下、講演内容の要点を摘記する。

まず、カナダ全土の先住民族についての概説がなされた。カナダにおいて先住民族とは「ファースト・ネーション」、「メイティ」、「イヌイット」を指し、憲法によって定義されていることやそれぞれの人口、ヨーロッパ人と接触する以前の文化圏の分布状況などについて説明があった。ヨーロッパ人との接触後、とりわけイギリス政府が先住民族との条約を通じて「土地を取り上げた」ことやキリスト教化をすすめたこと、「同化」政策を展開して伝統儀礼であったポトラッチを禁止したり、先住民族の子どもたちを親元から強制的に引き離し、寄宿学校に入学させたりしたこと等、先住民族政策の要点が述べられた。

一方、1960年代の公民権運動の影響を受け、カナダにおいても先住民族の復権運動がおこったこと、1973年のカルダー事件訴訟最高裁判所判決によって、条約未締結地域の土地には先住民族の土地権原が存在することが認められたことを受け、カナダ政府が政策を転換し、土地権をめぐる「話し合い」が行われるようになったことを指摘した。1982年のカナダ憲法における先住民族の権利保障、2008年のカナダ首相による寄宿学校の元生徒への謝罪、2016年の国連先住民族権利宣言の批准等、先住民族の権利を認めていく動きがあることを紹介した。一方、今年、寄宿学校の跡地から元生徒の遺骨が大量に見つかったことにも言及した。

このような先住民族全体の動向を踏まえた上で、岸上会長は、ブリティッシュ・コロンビア州の北西海岸の先住民族に焦点をあてて、文化的特

質や現在の暮らしを幅広く論じた。様々な伝統文化の継承が行われる一方で、先住民族が伝統文化に関連する活動によって「お金を稼ぐ」ようになった様を、先住民アートや伝統料理のレストラン、商業漁業を例に具体的に紹介した。ポトラッチ禁制下において先住民族の伝統文化は衰退したものの、1951 年に解禁になると、復興活動が盛んになったと指摘するとともに、カルダー事件訴訟最高裁判所判決以後、ブリティッシュ・コロンビア州の多くの地域で土地権をめぐる「話し合い」が飛躍的に進展している様を紹介した。

講演のまとめとして、岸上会長は、カナダは先住民族に対して、客観的には「真摯」な対応をしていると評価した。一方で、過去の植民地主義の「負の遺産」が今もあり、政府と先住民族が「話し合い」を通じて、新しい社会を構築しようとしていると評価した。また、リザーブから都市に移住する先住民族は先住民族人口の6割にも上り、都市部での社会経済的な問題や言語・文化の伝承、教育といった様々な問題に直面していることを指摘した。そして、このような諸問題を解決しようと努力しているのが「カナダ先住民の現状」であるとまとめた。

岸上会長の講演に対し、フロアからは、自治権や土地権、漁業権、先住民族によるカジノ経営、博物館等が持つ先住民族遺骨の返還、先住民族との和解に関する質問がなされた。中でも、アイヌ民族遺骨の返還・再埋葬の運動に取り組んでいる**多原良子**氏が質問に立ったことは、基調講演の趣旨に照らし、有難いことだった。多原氏はアイヌ民族遺骨返還についての現状を述べた上で、盗まれた祖先の遺骨を元あった場所に戻すという「当たり前のこと」がなぜ進まないのか、また、カナダで参考になる事例はないかと質問した。岸上会長は、カナダでは「誰がどこに持っていたのか」がある程度判明している場合に返還が行われているが、アイヌ民族の遺骨の場合、その点にあいまいな部分があるのではないかと答えた。また、日本文化人類学会や日本考古学協会等が「アイヌ民族に関する研究倫理指針案」の策定をすすめており、近い将来、あらたな展開があるだろうと答えた。

残念なことに、時間の関係で、ここで質疑応答は終了となってしまった。多原氏が「研究倫理指針案」に懸念を示してこられた方でもあることから、企画者としては、「研究倫理指針案」の内容を切り口にして、日本の人類学研究者とカナダの人類学者の研究に対する姿勢の違いは何か等、この問題に対する議論を深めたかった。日常の研究活動を通して、多原氏の問いに応えたい。

（鹿児島純心女子大学）

＊

シンポジウムⅠ：アイヌ民族の先住民権回復を目指して　（第一日午前）

岩﨑　佳孝

岸上伸啓会長（国立民族学博物館）によるカナダ先住民についての基調講演ののち、**シンポジウムⅠ「アイヌ民族の先住民権回復を目指して」**が開催された。今回の研究大会の開催地である北海道ならではのテーマとして、アイヌ民族に関わる取り組みを行っている二名のゲストパネリストをお招きし、それぞれのお立場からの報告を伺った。報告後はカナダ先住民研究に携わる 2 名の会員が指定討論者として登壇し、アイヌ民族、カナダ先住民双方の視点からの討論が行われた。

まず、研究大会会場である北海道千歳市にある千歳アイヌ協会の会長であり、北海道アイヌ協会副理事長、アイヌ文化発信会議議長でもある**中村吉雄**氏による**「アイヌ民族と私」**（当初予定されていた題目「千歳アイヌ協会の文化復興へのとりくみ）」から変更）と題する報告が行われた。伝統的なアイヌ民族の衣装を身にまとって登壇した中村氏は、同氏はじめアイヌ協会の政府への働きかけもあって 2019 年に国会で成立した、いわゆる「アイヌ新法」（アイヌ施策推進法；正式名称「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の

推進に関する法律」）の制定に至るまでの自身の思いを含めた、差別と偏見、同化政策に長年苦しめられてきた民族の苦難の道のりを回顧した。そして報告の後段では、千歳アイヌ協会が千歳市立末広小学校で「アイヌ文化学習」として30年近く取り組んできた、アイヌ民族文化復興活動の内容も紹介された。

報告の中で特に印象的だったのは中村氏が冒頭、アイヌ新法によってようやくアイヌのひとびとが先住民族として法に明記されたが、そこに至るまでに―中村氏の言を借りれば「ただそれだけのことを叶えるのに」―実に150年の苦難の年月を要した、と強調したことであった。しかし中村氏は、ここで同法を否定的にとらえているのではない。土地、文化、言語、教育、あるいは狩猟、漁業権などいまだアイヌ民族の十分な権利回復には至っていないものの、中村氏は同法の成立を今後法整備によってこれらを解決していく良き契機であったとする。中村氏はまた政府の反省と謝罪、アイヌ民族にまつわる過去の歴史についての国民の理解も必要であるとし、カナダの先住民寄宿学校遺骨問題に触れ、今年行われたローマ教皇の先住民への謝罪を評価した。アイヌ民族にも同様の遺骨問題が存在することから、過去の過ちを政府が認識し、心を寄せ通じ合わせることにより、ひとびとがお互いを尊重する共生社会が達成されると中村氏は訴え、今後も自分や協会が政府へたゆまぬ働きかけを行いつつ、少しずつ歩を進めていきたいという決意を表明した。

次の報告は、千歳市の南東に位置し町立二風谷アイヌ文化博物館があることでも知られる平取（びらとり）町の、教育委員会生涯学習課学校教育係アイヌ文化学習特命アイヌ語講師である**関根健司**氏による**「平取町におけるアイヌ語教育の実践」**であった。同町をめぐる地域コミュニティにおけるアイヌのひとびとによるアイヌ語教育や、その普及のための各種活動を含む文化啓蒙活動について、詳細な報告が行われた。

アイヌのひとびとが人口の二割を占める平取町には、小規模ながら日本唯一といっていいアイヌ民族コミュティがあり、地域に密着したアイヌ文化啓蒙活動を行っている。二風谷の博物館と「アイヌ文化振興公社」（町長が社長）がアイヌのひとびとの雇用創出の場の役割を果たしつつ、国からの予算も得ながらアイヌ文化についての一般の興味や理解を喚起することを目指している。アイス、自販機、ペットボトル、バスなどにアイヌ文化の伝統的なデザインを用いたり、バスの路線図や車内の停留所案内アナウンスでアイヌ語を併用したりする試みは、大変興味深いものであった。また二風谷小学校においても、成人や子供向けにアイヌ語や舞踊教室を開催しているとのことであった。

以上の報告の後、当初オンラインで参加予定であったが急遽参加がかなわなくなったカナダのニコラバレー職能開発大学ヴァーナ・ビリーミナバリエット氏の代わりに、基調講演を行った**岸上伸啓**会長と**広瀬健一郎**会員（鹿児島純心女子大学）が、カナダ先住民研究に携わる研究者の立場で指定討論者として壇上に上がり、フロアーからの質問も交え、討論が交わされた。そこでは、日本とカナダにおける先住民に対する政府の「謝罪」の在り方も俎上にあがり、その前提条件として先住民も含む調査委員会を設立し、時間をかけて徹底的に過去の調査を行った後に謝罪がなされるべきこと、償いのかたちについても先住民と納得のいく対話を行うべきであるなど、謝罪「後」の在り方についても討論が及んだ。日本よりは進んでいるのではないかと思われるカナダの先住民政策を学び、その良い部分をアイヌ政策に取り入れていくべきであるという意見も出たように、開催地北海道のアイヌ民族にまつわるテーマをカナダ研究と接続する議論に結び付けることができたことは、大きな収穫であった。

（甲南女子大学）

＊

セッションⅠ「自由論題」　（第一日午後）

山田　亨

セッションⅠの自由論題では、多彩で学

際的な3人による報告があった。第1報告は、**阿部隆夫**会員（山形県立米沢短期大学）による「Connecting Local Histories through Roman Catholic Missions: Colonial Canada and Japan（**16世紀、17世紀の宣教史を通じてつながる植民地時代のカナダと戦国時代の日本**）」である。本報告の表題が提示するように、阿部会員が強調するのは歴史的分析における国家や地域の枠組みを超えたトランスナショナルな視点の有効性である。このことは、16～17世紀という地理的にもかなり離れたカナダと日本ではあったが、そのつながりは、当時、両地域で活動していたカトリック系の宣教師による報告書にその関係性を見出すことができる。日本に関する記述があるカトリック系の宣教師たちの報告書は、その多くがラテン語、ポルトガル語、スペイン語、そして、イタリア語やフランス語といったラテン語系の言語で執筆されていた。そのため、日本に関する報告書がヌーベル・フランスをはじめとした現在のカナダやアメリカで活動していたカトリック系の宣教師の間でも共有されるだけでなく、宣教活動自体にも影響を与えていた。

このことに関して、阿部会員はヌーベル・フランスで活動していた宣教師たちが、現地の人々のことを指した「dogiques」という単語に焦点を当てることでの分析を試みる。フランス語の「dogiques」はポルトガル語における「dogicos」の対語であるが、これは、当時の日本語でも地元民を意味する「同宿（どうじゅく）」とも共通した音である。宣教師たちは報告書を通じて地理的距離を超えて影響を与え合っていただけでなく、報告書と宣教活動がそれぞれの地域の歴史の形成にもつながっていったのであり、その意味から阿部会員は当時から非常にトランスナショナルあったことを指摘する。

また、トランスナショナルという視点では、**陶山宣明**会員（朝霞市役所）の報告である**「カナダ連邦以前の憲法」**にも阿部会員の報告との共通点を垣間見ることができる。陶山会員は1867年のカナダ自治領（Dominion of Canada）の形成以前に発布・施行されたカナダに関係する重要な宣言および法律のなかでも、1763年宣言、1774年のケベック法、1791年の立憲条例、そして、1841年の連合法に注目する。いずれの宣言・法律も地理的に離れたイギリスで宣言・立法化されたものであり、そして、大西洋を挟んで離れた北アメリカに効力を与えたものである。確かに、イギリスは現在のカナダ・アメリカ合衆国となる両国の宗主国であった。そのため、宗主国で宣言・立法されたものが植民地において効力を持つことは当然のことではあるが、しかし、陶山会員が例に挙げた4つの宣言・法律だけでも、現在のカナダとアメリカ合衆国がそれぞれに違う方向性を歩むことになった重要な要素にもなっているだけでなく、カナダ国内のみに焦点を当てても、ケベックをはじめとしたフランス系の立場をはじめ、異なる社会政治的背景を有する人たちの北アメリカにおける駆け引きが、大西洋を越えたイギリスにおいてトランスナショナル（むしろトランスリジョナル）に取り組まれていたのである。

阿部会員と陶山会員の両報告が歴史的な研究・分析だったのに対し、**高良幸哉**会員（筑波大学）の報告は**「カナダにおけるディープフェイク対策の現状と課題」**と題し、現在様々な国で問題となっているディープフェイクの問題について、カナダにおける法的取組みと課題を提示した。ディープフェイクとは高度のAI（Artificial Intelligence：人工知能）を有するコンピューターのディープラーニング（深層学習）機能を用いて、まるで生きている人のように差替えた画像のことである。そのために、悪意や何かしらの意図を持った他者が特定個人になりすまし混乱を引き起こすことも可能になる。高良会員はその中でも、政治家とポルノグラフィというディープフェイクの影響が特に問題となる2分野に焦点を当て、カナダにおけるケーススタディを基に議論した。まず、選挙に関わるディープフェイクの問題について、高良会員は法文と立法府における議論を基に分析を行っている。カナダ選挙法

（Canada Elections Act）においては 2014 年と 2018 年に「なりすまし」（False or misleading representations）に関する法改正が行われており、立法府においてもディープフェイクがこの改正選挙法の適応範囲の可能性であることの議論が行われている。しかし、政治家に関わる懸案の場合、パロディや風刺との線引きが難しいこともあり、対応が難しい場合があることも論じられた。また、ポルノグラフィにおけるディープフェイクの問題は、プライバシーの侵害やリベンジポルノ、そして、児童ポルノといった刑法上の問題でもあり、刑罰的な問題だけでなく人格権を侵害された被害者の救済に関する法的な問題についても議論が行われた。

それぞれに分野と時間軸が異なる多様な自由論題セッションであり、各会員の今後の研究の進展が待ち遠しいところである。（明治大学）

＊

セッションⅡ「1982 年憲法の 40 年～カナダ憲法への視点」　（第一日午後）

佐藤　信行

1982 年憲法から 40 年にあたる今年、**セッションⅡ「1982 年憲法の 40 年～カナダ憲法への視点～」**では、**山本健人**会員（北九州市立大学）**「カナダ憲法の世界的『影響力』について」**と**金子匡良**会員（法政大学）の**「カナダ人権法の意義と機能」**の2報告を得た。

セッション冒頭、司会の**佐藤信行**（中央大学）から、企画趣旨と「カナダ憲法」の概略の説明を行った。憲法とは一般に国の最高法規を意味すること、憲法の形として不文憲法と成文憲法があること、憲法と議会制定法の効力関係に着目して硬性憲法と軟性憲法が観念できること、憲法の内容には統治規定（連邦制型と単一国家制型等）と人権規定（権利章典・憲章）が含まれることを概観した上で、「カナダ憲法」は、その歴史を背景とする多くの文書や慣習法の複合物であり外延に不確定さがあるものの、中心部の制定法部分については、1982 年憲法において、同法に加えて 1867 年憲法（旧 BNA 法）を含む 30 法典と改正法を含むとされ、さらに 1867 年憲法がイギリス由来の不文憲法を認める根拠となっていることが示された。また、1982 年憲法は、硬性人権規定とアメリカ・日本型の司法裁判所による違憲立法審査を導入しつつ、これらを制限する仕組み（33 条）や拡張する仕組み（53 条）を伴う点も示された。

これを受けて、山本会員の報告は、まず、1982 年憲法1条と 33 条が、①憲法上の権利の絶対性の否定と、②特定の権利解釈について、司法判断を排除して立法府の憲法解釈を優位させることを可能とする「カナダモデル」を提示しており、これが立憲主義と民主主義の緊張を和らげるものとして、特に議会主権の伝統を持つ国家において注目され、コモンウェルス諸国の憲法制定に影響を与えていることを述べた。次いで、憲法解釈方法論としてカナダ最高裁が用いる目的論的・生ける樹解釈と比例原則が紹介され、後者の判断基準としてのオークス・テストが、（他国の）「裁判所が容易に採用できる構造化されたアプローチ」として影響力を有することが示された。また、個別の憲法解釈（表現の自由、ジェンダー平等、同性婚、尊厳死等々）が各国で参照され、あるいはされるべきものとして言及されていることも示された。その上で、山本報告は、このようなカナダ憲法の世界的影響力が、カナダ憲法の成熟、とりわけカナダ最高裁による積極的な比較憲法的分析を背景とすることを指摘し、カナダ憲法が影響力をもつとされる領域について、より詳細にカナダ憲法を対象に含めた比較研究から有益な結果を得られる可能性が高いこと、法の成熟後も比較対象を母法に限る必然性はなく、カナダ憲法を比較対象に加えることで有益な結果を得られる可能性が高いこと等を結論として提示した。

金子会員は、カナダ人権法と人権委員会について論じた。カナダでは、1982 年憲法の硬性人権規定導入前から、州・連邦の議会制定法たる「人権法」が存在し、その執行機関

「人権委員会」による人権保障が指向されてきたが、報告では連邦での救済について、急性対象の拡大と救済プロセスの改革に着目して詳細が述べられた。救済対象の拡大については、当初の①人種、②出身国又は民族的出自、③肌の色、④宗教、⑤年齢、⑥性別、⑦婚姻状況、⑧障害、⑨犯罪歴に対して、⑩家族状況、⑪性的指向、⑫性自認又は性別表現、⑬遺伝的特性が追加されているが、これらは1982年憲法15条列挙事由よりも広く、憲法の豊富化・具体化として理解されると共に、現場における平等実現・日常的な憲法実践であることが指摘された。救済プロセス改革については、司法機関ではなく行政機関である人権委員会が調停を中心とする柔軟な手法を用いることについて、これが法定の救済プロセスは調査・調停のみであって、事案処理の滞留と実効的救済阻害が生じたことから、あっせん手続の試行的導入を踏まえて、正式導入、予防的あっせん手続・事前審査制度の導入、さらには支援事務所の開設といった改革が進められた結果であり、当事者視点の救済実現が可能となっていることが示された。最後に結論として、このような人権保障のあり方を日本も学ぶべきとの視点が示された。

フロアからは、その外延が明定されず解釈拡張の余地があるカナダ憲法を踏まえると、議会制定法をして憲法を実質化するものと位置付けることの意味（その議会制定法は「憲法」を構成することになるのか等）を巡って、原理的な論点が提示されたほか、複数の質問やコメントがあった。司会の不手際から、提示された論点全てについて議論することはできなかったが、1982年憲法から40年を経て、カナダ憲法が、世界的における比較法研究の枢要な地位を占めると共に、その具体化策を深化させていることを示す2報告と質疑は、この分野でのさらなる研究の可能性と必要性を示すものであった。（中央大学）

＊

セッションⅢ「カナダの教育と公正」

（第二日午前）

児玉　奈々

カナダの教育課題として、低学力や中途退学の学業に関わる問題、暴力・いじめ・差別・犯罪等の子どもの学校内外の問題行動といったことが指摘されている。これらの教育課題の解決の取り組みがカナダ各地で行われてきたものの、課題が一向に解消されないことから、近年、各州政府は「公正（equity）」を中心理念とする教育政策やプログラムを打ち出し、対応を図っている。本セッションでは、カナダの教育では比較的新しい「公正」の概念を分析視点として教育課題の考察を試みた。

第一報告は**佐藤智美**会員（東洋英和女学院大学）による**「中等後教育（PSE）への進学機会保障―トロントの低所得コミュニティにおける支援実践を中心に―」**であった。佐藤会員は、カナダの多くの州でPSE、特に大学への進学率の上昇が顕著である一方、子どもの属性的背景の違いによるPSE進学率の差を指摘し、こうした教育の不公正について、9年生で数学等の数科目でコースを選択するオンタリオ州のstreaming制度を事例に考察した。低所得層や特定の人種の生徒が大学進学につながるacademic科目ではなく、カレッジ進学や就職を想定したapplied科目に不均衡に多く在籍している実態とその要因を分析した。そして、中退等の困難を抱える子どもの支援に取り組むNPO法人Pathways to Educationが地域の特性に合わせた包括的支援によって、発祥の地トロントをはじめとするカナダ各地で成果を挙げていることを紹介し、PSE進学率上昇や労働市場への好影響につながっているという結論を示した。

第二報告の**熊谷朋子**会員（宇都宮大学）の**「ブリティッシュ・コロンビア州における「教育を受けた市民」の育成と教育の公正―学び直しの機会と教育の接続方法に着目して―」**は、毎年多くの移民や留学生を受け入れているBC州が整備を進める、多様な人材が学び続け

られる環境についての報告であった。BC 州では、「教育を受けた市民」の育成という州政府の教育方針に沿って、0 歳から参加でき、K-12（初等中等教育）への円滑な接続が意図された学習プログラム、K-12 では学年段階別にキャリア教育の内容や目標を明確に定めた、雇用へと接続していくプログラムが用意されている。これらの制度について、BC 州では、「違いが肯定的な方法で認識され、活用されれば、学習と職場環境の質に利益をもたらす」という多様性の原則に基づいて、年齢、出自、言語、家庭環境、居住地域等のあらゆる多様性に目を向け、多様な人々が学び続けられる環境づくりが目指されているという考察がなされた。

質疑応答の時間は、他州の状況を踏まえた質問やコメントが出されるなど、報告内容を掘り下げる展開となった。例えば、同様の streaming 制度を持つアルバータ州のように、オンタリオ州でも academic 科目の単位取得が大学出願要件とされている。applied 科目を選択した生徒が academic 科目に転じることは制度上可能であるが、特別課題の提出等の条件があり現実には難しい。このように streaming は子どもの進路を早期に固定し、PSE 進学における不公正を生み出している。また、オンタリオ州は、年齢的に早過ぎるという OECD 勧告等を受けて 9 年生の streaming を 2022 年に廃止したが、他州と同様に 10 年生以降を維持しており、不公正の問題が完全に解消されたとは言えない。佐藤会員は、今回の廃止で教育現場では教員の増員やカリキュラムの組み直しの混乱が起きていることが考えられ、このことがどう影響するかを含めて 10 年生以降の制度の存廃に関わる動きを注視していく必要があるだろうとの考えを示した。

熊谷会員からは、現在の BC 州の K-12 のキャリア教育プログラムは 2015 年頃から見直しが進められてきたものであり、これには社会との接続がうまくいっていないという課題があったことが関連しているのではないかという見解が示された。また、BC 州の教員ストライキの背景にあるとされる多様な学び直しの機会提供に財源を割くことによる州教育財政の悪化等の州の社会情勢、政権交代による政府方針の変化との関わりについてのコメント及び質問があった。

PSE や大学進学に全員を導いていくことのみを公正と考えてよいのか、という質問に対しては、各地で職業資格取得や自立を目標とする支援にも力が入れられるようになっている動向が紹介された。Pathways の創設当初は生徒の社会移動の強力な手段となり得る大学進学を強調していたが、各地への拡大に伴い、大学進学以外の進路希望に対する支援を行う Pathways が増えているという。また、熊谷会員は、BC 州ではカレッジの設置や就職後の高卒資格取得を例に、このような学び直しができる環境があることが公正につながっているのではないかと回答した。

この質問が示唆するように、どのような状態となれば教育の公正が実現したと言えるのかについては、それぞれの社会や時代によって異なるものであり、教育を取り巻く状況を踏まえた、深い議論が求められる問いである。この問いを丁寧に扱い、教育における公正のあり方を探求していくことの重要性を、二つの報告と質疑を通して改めて認識できたことからも、本セッションは大変有意義なものとなった。　　（滋賀大学）

＊

シンポジウムⅡ：アルバータと北海道の国際交流を基盤とした地域づくり

（第二日午前）

岡部　敦

本シンポジウムは、年次大会実行委員会企画として実施され、1972 年の経済交流の開始から、50 年に渡って継続してきた北海道とアルバータ州の国際交流を基盤とした地域づくりの実践を取り上げました。過疎化という困難な状況に直面しながら、地元の生活、文化、経済を守り、魅力化を図ってきた地域の取り組みを紹介し、その概要、ねらい、そして取り組みの成果についての分析を試み、北海道における

地域づくりのあり方について議論することを目的としました。

初めに、座長である**岡部敦**（札幌大谷大学）による**シンポジウムの趣旨説明**がなされました。人口減少問題に起因する地方小規模高校の統廃合の問題を取り上げ、1990 年から 2020 年までの期間に、北海道内の 64 の高校が廃校になっており、これは全国で最も多い数となっていること、また、高校の廃止は、該当する自治体における比較的若い世帯の急速な人口流出へとつながる可能性が高いことに加えて、学習機会保障の視点からも、課題となるとの指摘がなされました。その上で、現在、存続している小規模高校は、地元にある教育資源を活用しながら学校としての魅力化を図っており、このシンポジウムでは、特に、アルバータ州との姉妹都市交流を基盤にした地域づくりの事例を紹介し、今後の可能性について議論することを目的としていることが述べられました。

一つ目の発表は、ジョイ・イングリッシュ・アカデミー代表の**浦島久**さんによる**「北海道・アルバータ国際交流とカーリング」**でした。浦島さんは、帯広市に英語教室を立ち上げ、十勝の自治体における国際交流の場面で通訳として活躍され、その縁で、1980 年にアルバータ州のカーリング選手であるウォーリー・ウースリアックさんが来日され、全道 21 市町村を回ってカーリングの講習会をされた際に、通訳として同行し、北海道のカーリング競技普及の草創期において重要な役割を果たされ、またご自身もカーリング選手として、シニア国際大会にも出場しているとのことでした。北海道におけるカーリング普及の過程において、地元の人たちが手作りでカーリングの施設を作り、仲間と楽しみながらプレーをし続けてきたことで、カーリングが北海道に根付いたことなどが紹介されました。また、北海道におけるカーリングの活動は、韓国や中国でのカーリング競技へと伝えられ、アジアでのカーリング競技の広がりが、やがてオリンピック競技へと成長するきっかけとなったことも紹介されました。その後、常呂町を拠点とするロコソラーレがオリンピックで銀メダルをとるまでに成長し、北海道を代表するスポーツにまでなったことが紹介されました。

二つ目の発表は、北海道鹿追高等学校長の**俵谷俊彦**さんによる**「地方小規模高校でのグローバル人材育成と高校魅力化：鹿追とストーニープレインの交流から」**でした。北海道鹿追高等学校（以下、鹿追高校）は、元々町立高校として設置され、のちに道立高校に移管された経緯を持ちます。はじめに、人口減少傾向が続く中で、1989 年に北海道教育委員会から、それまでの1学年2クラス体制から、1クラスへの定員削減案が提示され、さらにその後 1995 年に条件付き配置計画が提示され、翌年の入学定員が一定数以上にならなければ廃校の危機にあるという状況になったことが説明されました。こうした状況の中、地元の町民及び自治体が高校存続に向けて取り組みを進める中で、1985 年から姉妹都市交流を継続してきたカナダ・ストーニープレイン町への1学年全員短期留学制度を導入し、国際理解教育を高校の特色として打ち出す方向で検討を始め、1997 年に第 1 回目の短期留学制度を開始しました。渡航にかかる費用のほぼ全額は地元鹿追町からの支援で実現したこの取り組みは、周辺町村でも話題となり、志願者増へとつながりました。その後、この留学を核とした「カナダ研究」を探求学習のテーマに設定し、鹿追町内の小学校、中学校、高等学校の 12 年間一貫教育プログラムを作り上げ、教科書まで作成するに至りました。しかし、その一方で少子化の傾向は、一段と顕著となり、さらには私立高校授業料無償化の動きなどもあり、2019 年からは、再び志願者の減少が始まりました。この段階で、鹿追高校は、新たな取り組みとして、「探求」を軸とした「世界での主体的学び」を教育の柱に据え、留学と留学準備だけではなく、鹿追町の課題を地域の人材や国内外の有識者とのコミュニケーションを図りながら、生徒たちが当事者意識をもって解決を試みる「鹿追

創生プロジェクト」の立ち上げへと繋げていくことで、新たな成果と可能性が示されました。

二つの話題提供を受けて、北海道教育大学釧路校の**宮前耕史**さんによって**「北海道の地域が抱える人口減少と地域づくり」**と題して、指定討論が行われました。宮前さんは、勤務校での、「持続可能な地域づくりと学校」の取り組みについて紹介し、北海道の人口減少の実態の深刻さと学校や教員の果たす役割の大きさについて指摘しました。その上で、地方創生と学校教育の関係について、学習指導要領の改訂や教育政策の動向について触れながら、カーリングによる地域づくりと姉妹都市交流を基盤とした高校魅力化の取り組みのいずれの事例も、地域の大人が探究心を持って活動したことが、学校教育や地域づくりへと発展し、地域の人づくりにつながっていると総括していただきました。

このシンポジウムの内容を、学術的にどのように高めていくかは、日本カナダ学会に与えられた今後の課題ですが、参加者には、アルバータ州との交流の窓口である北海道庁国際局国際課の職員の方、カーリングの普及に関わった北海道カナダ協会、鹿追町を始め、北海道内で国際交流に取り組む学校の教員なども多く参加し、取り組みの力強さと地域の人たちの熱意を伝えることができたと考えます。　　（札幌大谷大学）

＊　＊　＊

＜報告＞

カナダ研究国際協議会（ICCS）総会出席とトロント日系文化会館（JCCC）訪問

矢頭 典枝

7 月 8 日、**岸上伸啓**会長と私はカナダ研究国際協議会（International Council for Canadian Studies（ICCC））の総会に出席した。1981 年の創立以来、ICCS はオタワに事務局を構えていたが、2021 年 9 月に事務局をトロントのヨーク大学の Robarts Centre for Canadian Studies に移転させた。事務局移転後、そして、コロナがある程度収束した後の初めての対面・オンライン併用による総会であった。新しいスタッフはヨーク大学大学院生の Eileen Wong さんで、コーディネーターという肩書で ICCS 業務に従事している。総会では当センターの Jean Michel Montsion 所長が出席者たちの世話をしてくださった。対面で出席したのは、Kerstin Knopf ICCS 会長（ドイツ）、John Maher 会計担当（アイルランド）、Jane Koustas 次期 ICCS 会長、JACS、PACS（ポーランド）、AFEC（フランス）、ACSN（オランダ）、InACS（インド）の代表だった。

総会では、まず、次期 ICCS 会長にノミネートされていた Jane Koustas 氏（カナダ・ブロック大学）の会長就任が承認された。Koustas 氏は 2017 ～ 2021 年度まで ICCS Treasurer を 2 期務め、2021 年度国際カナダ研究総督賞を受賞した。ちなみに選考委員会は、英国（BACS）、日本（JACS）、ポーランド（PACS）、米国ケベック研究評議会（ACQS）の代表で構成された。この総会での決定事項で特筆すべき点として、若手研究者の会（The new International Network for Emerging Scholars in Canadian Studies（RIJEC/

岸上 JACS 会長、Knopf ICCS 会長、Koustas 次期 ICCS 会長、筆者、Maher 会計担当

INES-Canada）が正式に立ち上げられことを挙げたい。GKS（ドイツ語圏）のEmerging Scholars Forum（NWF）から発展したこのRIJEC/ INES-Canadaは、早速ICCSの新ウェブサイトで紹介され、JACSの若手代表として**永井文也**会員が任務を引き受けてくださった。

総会の後、ICCS各奨学金と賞の授賞式（2020年度、2021年度、2022年度の三年分）が行われた。2021年度Pierre Savard賞（外国語部門）を受賞したJACSの**和泉真澄**会員の受賞作『日系カナダ人の移動と運動：知られざる日本人の越境生活史』の内容について私がプレゼンターとして紹介して賞状を代理で受け取り、和泉会員がオンライン参加して挨拶した。2012年にカナダ政府のUnderstanding Canada補助金が打ち切られて10年。補助金がなくてもヨーク大学でのICCSの新たな活動が軌道に乗ったことを感じた出張であった。

これに先立つ7月6日、私は日系文化会館（JCCC）を訪問した。2021年3月にJACS編として明石書店から出版した『現代カナダを知るための60章』の「日系カナダ人と日本文化のひろがり」のセクションのなかでJCCCが登場するので、昨年、JCCC理事長のGary Kawaguchi氏に一部謹呈していたのだった。これに対するKawaguchi氏からお礼のメールで、ぜひトロントに来たらJCCCに寄ってください、とのメッセージを真に受けての訪問だった。私の父が1960年代末から1970年代初めまでJCCCの理事だったことを知っていたKawaguchi理事長は、この本の私のコラム「カナダに花咲く日本文化」の内容に興味を持ってくださった。父はトロントJCCC合気会を1969年に創設し、母は1968年に茶道表千家の教室を始め、きものショーをたびたび開催した。そのころの記録がJCCCに残っていないというので、私は両親に当時の写真や取材された*Globe and Mail*などの新聞記事を出してもらい、主なものを数十点選んでJCCCに持っていくことにした。

訪問したJCCCは私たち家族が慣れ親しんだ建物ではなかった。Raymond Moriyama氏設計によるWinford Dr.の旧建物は老朽化のため現在閉鎖され、道を隔てたGaramond Courtに2003年に新築された近代的な建物が現在のJCCCである。訪問当日、Kawaguchi理事長、**James Heron**館長、トロント合気会の**市田嘉彦**氏が案内してくださった。まず、Moriyama Nikkei Heritage Centreでボランティアの学生たちが展示物を紹介しながら日系人の歴史についてガイドしてくれた。その後、大ホールと道場を見学した。旧JCCCの道場より何倍も広くて明るい道場に圧倒された。道場の入り口の壁に、JCCC合気会創始者として父の写真が貼ってあったのには驚いた。茶室も広くて素晴らしかった。現在は、裏千家の茶道教室が開かれているという。その他、催物会場、展示室、図書館などを見学した。日本語イマージョンの幼稚園と高級懐石料理の和食レストランも併設され、JCCCの発展ぶりと多機能性を実感した。

一通りJCCCを案内された後、スタッフルームで私が持参した写真を広げて一枚一枚説明し、ボランティアの学生たちがメモを取った。

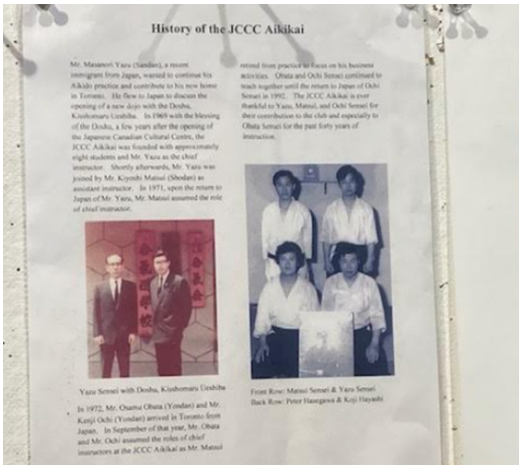

道場の入り口の壁に貼ってあったJCCC合気会の歴史についての掲示物。左は、父が東京の合気会本部で合気道二代目道主の植芝吉祥丸氏にトロントJCCC合気会設立の許可を得たときの写真。右は、1969年にJCCCで合氣道を始めたときの4名。

そのときKawaguchi理事長が、私の両親が経営していた日本専門店の店内の写真をじっと見て“I've been here!”とつぶやいた。子供のころ、母親と一緒にお店に来ていたという。また、トロント市庁舎前の広場で1969年に開催された盆踊りで、私と妹が躍っている写真を見て、自分もこのときの盆踊りを覚えている、と言った。長い時を経て、Kawaguchi理事長と私の家族が繋がった瞬間だった。写真と新聞記事はすべてJCCCのアーカイブに寄贈した。さっそくボランティアの学生の一人Daria Murphyさんが、私の両親の日本専門店に興味をもち、これについてJCCCの電子館報KOKUBANに記事を掲載した（https://mailchi.mp/jccc/kokuban-vol-3-issue-11 ）。

スタッフルームで持参した写真と新聞記事について説明した。後ろに座っているのはKawaguchi理事長とHeron館長。右は筆者、左はボランティアの学生たち。

なお、Kawaguchi理事長によれば、2023年がJCCC創立60年周年に当たるので、これまでのJCCCにおける活動を表す写真や資料の提供を呼び掛けている最中であり、それらを使ったイベントを秋に予定しているという。

最後に、市田氏とともにJCCCの2階にある日系カナダ新聞Nikkei Voiceの事務所を訪問し、同紙のKelly Fleck編集長と面談した。JCCCに寄贈したばかりの写真や新聞記事を見せながら、当時の両親のJCCCでの活動について話すと、Fleck編集長と市田氏からNikkei Voiceにこれについての記事の執筆を正式に依頼された。2013年に刊行されたJCCCの*YEARBOOK-Reflecting on 50 years of the Japanese Canadian Cultural Centre (1963-2013)*のなかでは、父が1969年に合気会を創立したことは記されているがそれ以上のことは書いていない。また、母が始めた茶道教室ときものショーについては何の言及もないことがわかった。このJCCCの歴史の空白を埋めるべく、近い将来、“A Missing Piece of History of the JCCC: How Tea Ceremony, kimono shows and Aikido started”と題する私の連載が始まる予定である。

（神田外語大学）

＊ ＊ ＊

Nikkei VoiceのFleck編集長と私の両親の新聞記事と写真をもって

＜自著を語る＞

カナダ日本人移民研究との出会い

河原　典史

2022 年 9 月 17･18 日に北海道千歳市で開催された第 47 回日本カナダ学会年次研究大会において、拙著**『カナダにおける日本人水産移民の歴史地理学研究』（古今書院、2021）**は、第 4 回日本カナダ学会賞を拝受させていただきました。これまでご指導・ご高配をいただいた方々に、お礼申し上げます。本稿では、筆者がカナダ日本人移民研究を志すようになった契機、とくに「水産移民」という新しい枠組みを構築するに至った学生・院生時代の想い出を交えてお話させていただきます。なお、いわゆる「自著を語る」については、拙稿「自著を語る5　河原典史『カナダにおける日本人水産移民の歴史地理学研究』」を『地理（古今書院）』2021 年 11 月号で記す機会をいただきました。拙著の「あとがき」とも少し重なりますが、それらでふれなかったエピソードも紹介したいと思います。

「地域性」に興味を持ったのは、幼少期における母の実家への帰省でした。紀伊半島南東部に位置し、風待ち港であった熊野市二木島にある母の実家は、代々続く魚仲買商でした。菩提寺の墓石をみると、初代・重蔵の妻が文政 5（1822）年に亡くなり、彼らが現在の桑名市域あたりから移住してきたと推察されます。祖父や叔父によれば、戦前には植民地期朝鮮の済州島からの潜女（海女）も仮住まいをしていたようです。また、「コムカイ」や「ホゲノハマ」という地名も教えてもらいました。前者は先住者からみた分家移住先を示す「戸向」、後者は後に東洋水産会社も置かれた「捕鯨の浜」の転意でしょう。現在の私が、「水産移民」の歴史地理学を研究することに、不思議な縁を感じずにはいられません。

1984 年に立命館大学文学部地理学科に入学した後も、漁村の変化に興味を抱いていた私は、卒業論文のテーマを京都府伊根浦の舟屋集落、修士論文では福井県三方郡日向・神子を選びました。そのとき、他所から移住してきた漁業者に注目したのです。

移住漁業者を本格的に調査する機会は、大学院博士後期課程時に訪れました。長崎県対馬での日韓共同調査に参加させていただき、瀬戸内海から対馬への移住漁業者について具体的に調査することができたのです。そして母校の助手に任用された 1995 年に、韓国済州大学校を訪問しました。そこで植民地期の済州島に移動し、水産加工業で活躍する京都府や長崎・大分・山口県出身者に興味を覚え、翌年以降も現地調査を継続しました。そこでは、日本人資本の水産加工業者のもと、潜女（海女）が魚介類を採取し、若年女性が加工を担っていました。後にカナダで実証する民族的分業システムと「水産移民」という考え方に、このときから着目していました。

やがて、立命館大学で最初の学外研究の機会をいただきました。当初、これまでお世話になってきた済州大学校での研究生活を考えました。しかし、いわゆる大日本帝国内での「水産移民」を追うだけでなく、より広範囲で労働力として現地で雇用される人々の移動を追求したいという思いがありました。そこで 2001 年度の 1 年間、バンクーバーにあるブリティッシュ・コロンビア大学（UBC）のアジア研究所日本研究センターで学外研究を送ることにしたのです。拙著で論じたように、和歌山県から多くの人々がカナダ西岸へ渡り、漁業に従事していたことが最大の理由です。母方の親族が紀伊半島各地にいたこともあり、輩出地に親しみも感じていました。そこで、妻と 3 歳になったばかりの娘、そして最初の誕生日も迎えていない息子と一緒にバンクーバーへ旅立ちました。

このような経過による拙著は、いまから 20 年前に開始した調査に基づくものです。そ

の後、2008年度後期に立命館大学から2度目の学外研究をいただき、再びUBC客員研究員となりました。今でもホストファミリーには、ほぼ毎年滞在する私を暖かく迎えてくれます。炊飯器や丼鉢をはじめ、日本食の調理器具や食器などは長期にわたって保管して下さっています。

本学会の第42回年次研究大会（2017年9月10日：国立民族学博物館）の報告時に紹介したように、レンタカーを駆使した各地の博物館・文書館調査では、多くの埋もれた資料を発見・活用することができました。バンクーバー島でのレンタカー、ハイダ・グワイ（スキッドゲイト）やプリンス・ルパートへの小型飛行機での移動は、印象深い想い出です。とりわけ、バムフィールドでの*land title plan*（地籍資料）、プリンス・ルパートでの*Debit*（個人帳簿）の発見は研究を大きく進展させました。手紙や日記など日本語で記された資料は、その史料的価値もわからないまま放置されているケースも少なくありません。

最初の資料の出会いは、2001年にビクトリアで日本人移民宿の写真撮影をしていると、市関係者から声を掛けられた時でした。現在、そこは生活保護者の施設になっていたのです。撮影の理由を説明すると彼は文書館へ連れて行ってくれました。そこで*Fire Insurance Plan*（火災保険図）と*BC Directory*（BC州住所氏名録）に出会いました。この両者と日本語で記された住所氏名録とを駆使し、日本人1人（1家族）ずつの出身地、カナダでの職業、さらに居住地についても住宅1棟毎を照合させる手法を説明すると驚かれます。UBCの都市地理学者には、「Nori（私のこと）の研究は考古学みたいだ」と苦笑いされました。また、ナナイモ市文書館で*Fire Insurance Plan*を閲覧しているときに、「歴史地理学者なら、これも使えば・・・・・・」と投写板をもってきて、貼り紙を透かして元図の描写をみせてくれました。作成時の異なる大縮尺図の比較から地域の変化を知る歴史地理学の特徴を理解してくれた、嬉しい思い出です。その他、拙著で活用した*Return*（報告書）、*Check*（小切手）や*Debit*（帳簿）は、日本では会社経営報告書、商家に残る大福帳（個人売上帳）や漁業協同組合の仕切帳（魚介類の競り落とし価格の控え）など、親しんできた同類の資料にあたります。つまり、私のカナダ移民史研究は学生・院生時代に出合った同類の資料を探し、それを活用する研究方法のアレンジといえましょう。

ところで、調査方法だけでなく移民関係者への直接的な調査について、どのように該当者にコンタクトをとるのか、という質問はよく受けます。カナダではBC州和歌山県人会や全カナダ日系博物館の方々にお世話になりました。日本では各種の調査資料から対象者の出身地を把握し、まずは当地の教育委員会に相談します。そこで地域の文化・歴史に詳しい学芸員と一緒に関係者を探すことが始まります。先行研究の中心であった和歌山県美浜町三尾よりも、拙著ではむしろ和歌山県串本町、大阪府貝塚市、大分県臼杵市や鹿児島県指宿市などが研究対象になりました。それは歴史地理学的なアプローチをご理解いただいた教育委員会のご厚意の賜物といえましょう。

最後になりますが、学部生・院生をはじめとする若手研究者には方法論（アプローチ）を大切にし、それを活かせる資料の収集に努めて下さい。それは文字データだけではなく、観察・オーラルデータも含まれます。デジタルデータへの直接的なアクセスに頼るだけでなく、その存在を教えてくれる人々との出会いを何よりも大切にして下さい。

（立命館大学）

＊ ＊ ＊

(((事務局より)))

◆『カナダ研究年報』第 43 号（2023 年 9 月発行予定）の公募要項

(1) 未発表の完全原稿のみ（採否の決定はレフリー制による）。**(2) 原稿の種類**：「論文」（邦文 40 字× 40 行× 12.5 枚相当以内；英仏文 16 語× 25 行× 20 枚相当以内）;「研究ノート」（邦文 40 字× 40 行× 8 枚相当以内；英仏文 16 語× 25 行× 12.5 枚相当以内）;「書評」（邦文 4500 ～ 5000 字）いずれも横書き、図表、注、文献リストを含む。**(3) 締切**：2023 年 1 月末日必着。**(4) 執筆要項及び投稿用表紙**：JACS ホームページに掲載 。**(5) 原稿送付先**：〒 277-8687　千葉県柏市光ヶ丘 2-1-1 麗澤大学 田中俊弘宛（郵送）、あわせて ttanaka@reitaku-u.ac.jp（メール添付）まで。

◆第 36 回『日本カナダ学会研究奨励賞』論文募集

日本におけるカナダ研究の促進と育成を目的として、優れた研究論文を募集します。**(1) 応募要件**：カナダ研究に関する論文で、応募締切日より起算して過去一年以内に発表されたか、未発表のもの。テーマや領域は問わない。用語は日本語・英語・仏語のいずれか。**(2) 応募資格**：日本国民又は日本在住者であって、応募締切日において次のいずれかに該当する者、(a) 大学院に在学している者、(b) 大学院を修了又は退学してから 5 年未満の者、(c) 満 40 歳未満の者。**(3) 原稿枚数**：邦文は横書きで 400 字× 80 枚相当を上限とする（含・図表 / 脚注）。A4 判ワープロ仕上げが望ましい。欧文は 15,000 語以内（含・図表 / 脚注）＝ A4 判ダブルスペース。いずれの場合も 1 論文につき、コピー 2 部（正副合計 3 部）を送付すること。著者名、論文名、所属、略歴、連絡先（郵便及び電子メール）をカヴァーレターに明記すること。また、応募書類は返却しない。**(4) 論文の推薦**：応募要件に該当する既発表論文について、執筆者が応募した場合のほか、学会理事が推薦した場合、これを他薦の審査対象論文として取り扱う。**(5) 締切**：2023 年 5 月 31 日（必着）。**(6) 送付先**：〒 565-8511　大阪府吹田市千里万博公園 10-1　国立民族学博物館　岸上研究室気付　日本カナダ学会事務局宛。**(7) 賞・賞金・特典**：最優秀論文賞 1 名に正賞および副賞（5 万円）。優秀論文賞（佳作）2 ～ 3 名に正賞および副賞（2 万円）。なお最優秀論文賞の受賞論文は、未発表のものに限り、規定に基づいてカナダ研究年報に掲載することができる。**(8) 発表および授賞式**：2023 年 9 月、第 48 回年次研究大会にて。**(9) 問い合わせ**：電子メールにて事務局まで。

◆会費納入について（お願い）

現在会費の納入を受け付けております。また、前年度までの会費を未納の方は、直ちに納入下さい。過去 3 年分（当該年度を含まず）の会費が未納の場合、学会からの発送物停止等をもって会員資格を失うことになりますのでご注意下さい。**一般会員**：7,000 円・**学生会員**：3,000 円（学生会員は、当該年度の学生証のコピーを提出のこと）。郵便振替口座：00150-2-151600。**加入者名**：日本カナダ学会。他金融機関からの振込の場合は、口座番号：ゆうちょ銀行 〇一九（ｾﾞﾛｲﾁｷｭｳ）店当座 0151600 ニホンカナダガツカイ。来年度以降、自動振替に移行希望の方は事務局までご連絡ください。必要書類をお送りします（自動振替による口座引落は 7 月です）。ご協力願います。なお会員区分の変更のある場合は直ちに事務局までお知らせ下さい。

＊ ＊ ＊

★編集後記・・・今号は、第 47 回年次大会特集号となります。今大会は、岡部大会実行委員長、広瀬企画委員長を中心に一年以上前から開催準備がなされており、開催地北海道とカナダとの関係に焦点を当てた企画を中心とした非常に素晴らしいものでした。特に興味深かったのが、プレセッションでの千歳高等学校生徒による発表や鹿追高等学校でのカナダ留学制度に関する報告など、若い世代のカナダへの関心です。こうした取り組みから、次世代のカナダ研究者が現れることを期待します。・・・・・・・・・・・・・・・・・・（JF）